

だれもがいきいきと暮らせる社会に

「やさしいまちづくり条例」が四月一日より施行

県民だれもが共いきいきと暮らせるような社会をめざして「熊本県高齢者及び障害者の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例（通称やさしいまちづくり条例）」が三月十六日に公布されました。やさしいまちとはどのようなまちなのか。条例の内容はどのようなものか。そして、私たちの生活とどのように関わってくるのかご存知でしょうか。

■なぜ「やさしいまちづくり」なのか？

二十一世紀初めには、四人に一人が六十五才以上という本格的な高齢社会がやってくると言われています。年を取ることにより、心身の機能になんらかの障害のある人が増えてきます。一方、私たちのまわりにある役所、駅、デパートなどの公共的な建築物やバス、電車といった公共交通機関、そして、雇用や教育の場などにおける高齢者や障害者に対する配慮は必ずしも十分ではありません。このような状況を背景に、高齢者、障害者、ひいては傷病者、幼児、妊婦など、だれもが住み慣れた地域社会で安心して暮らせるまちづくりが求められるようになってきています。

■条例の制定へ

全国平均より十年早く高齢化が進んでいる熊本県では、平成五年一月に策定した県総合計画の中で、「やさしいまちづくり」を、重要施策の一つとして位置づけました。そして、建築物整備ガイドラインの策定や県立施設の改良などに取り組む一方で、「くまもと・やさしいまちづくり推進協議会」で条例のあり方を御検討いただくなど、条例制定のための準備を進めてきました。

条例は推進協議会の提言を踏まえ、案を作成し、三月十五日に県議会の議決を経て制定、十六日公布、四月一日から施行の運びとなりました。正式名称は「熊本県高齢者及び障害者の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例」。通称「やさしいまちづくり条例」と呼ばれています。

■「やさしいまちづくり条例」とは？

条例は、「高齢者や障害者、ひいては県民だれもが共いきいきと暮らせるような社会」を、県民が協力し合いつつくりあげることをめざしています。そのためには、高齢者や障害者の自立と社会参加を妨げる様々な障害を取り除かなければなりません。条例では、県、市町村、県民及び事業者が、それらの障害を除去するために取り組むべき事項をそれぞれ明らかにしています。



■ソフト、ハード両面にわたる障害を除去（バリアフリー）

条例は、①「県民及び事業者の意識づくり」、②「社会システム（社会制度）の整備」、③「生活環境の整備」の三本の柱を中心にまとめられました。

①は、高齢者や障害者に対する偏見や先入観など、意識上の障害を取り除こうというもの。福祉に関する学習やボランティア活動、あるいは

情報を提供することにより、県民の理解を深めます。

②は、雇用や教育など、高齢者や障害者が受け入れられにくい社会環境における障害を取り除こうというもの。また現状では、高齢者や障害者（特に視覚や聴覚に障害がある人）には、情報の円滑な利用が困難であったり、お互いのコミュニケーションがうまくいかない場合も多く、スポーツ・文化に接する機会も限られています。このような面での障害も取り除かなければなりません。

③は、公共性の高い建物や道路の段差など物理的な障害を取り除こうというもの。主な例が障害者用トイレやスロープの設置。県立施設の整備促進など、県が先駆けて施策を進めている分野です。

ただし、この分野に関しては周知期間を考慮して十月一日の施行開始になります。

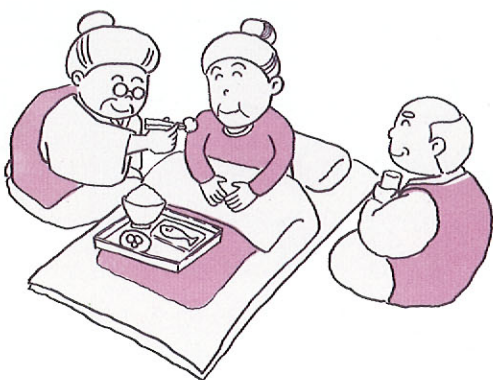
■だれのため？ 県民みんなの「やさしいまちづくり」

だれもがやがて高齢者になります。明日、事故や病気にかかり障害を持つようになるかもしれません。「やさしいまち」は、一部の特別な人のためのものではありません。明日の自分のためなのです。

あなたのそばで広がる、やさしいまちづくり

■啓発・広報

「ボランティア活動の推進」



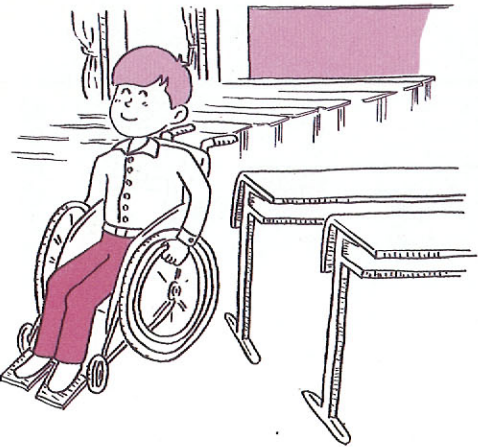
〈ふれあいアンドヘルプ事業〉
元気な高齢者が病弱な高齢者を支援

「車いすの押し方が分からない」、「目」の不自由な方にはどんな手助けをしてよいか分からない」など、高齢者や障害者の方たちとどのように接してよいのかわからないのは、これまで高齢者や障害者と接する機会がなかったからではないでしょうか。分らないから、つい遠慮をしたり、偏見を持つてしまいます。

ボランティア活動は、高齢者や障害者の方たちと接する絶好の機会。障害への理解と接し方を学ぶことができます。また、高齢者や障害者にできるボランティア活動もたくさんあります。社会参加でもあり、生きがいづくりにもなります。

■教育など

「教育環境の整備」



障害者が可能性を伸ばし、将来、自立して生活していくには、教育が必要です。また、生涯学習の観点から、高齢者の学習意欲も年々高まりつつあります。例えば、教育の場の一つである学校にスロープや障害者のためのトイレなどがあれば、車いす使用の人もその学校で学ぶことができます。ソフト面においては、高齢者や障害者がある特性や意欲に応じた適切な教育が受けられるよう、教育の内容・方法の改善・充実など環境を整備していく必要があります。

やさしいまちづくり条例は、私たちの生活にどのように関わってくるのでしょうか？七つの規定分野からいくつかの例を取り上げ、条例の考え方を探ってみました。



「障害のある人のことをもっと知り、こみよう」

■啓発・広報

「福祉に関する学習の推進」

生活をする上で障害があるということはどんなふうに変なのか、体験してみるとよく分かります。障害を正しく理解することは、やさしいまちづくりのためにとても大切です。

県民や事業者の「やさしいまちづくり」への理解を深めるために、意識啓発・広報を行っています。特に、条例では、将来、高齢社会を担う子どもたちの高齢者や障害者への理解と思いやりを育むための学習の必要性をうたっています。「やさしいまち」にふさわしい人づくり、やさしさの学習も必要です。